

洲本市行政改革推進委員会規則

平成18年2月11日
規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、洲本市行政改革推進委員会条例（平成18年洲本市条例第16号）第6条の規定により、委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長が委員会を招集するときは、あらかじめ会議の日時、場所、案件等を委員会の委員（以下「委員」という。）に通知しなければならない。

(議席)

第3条 委員会の議席は、会長が定める。

(会議)

第4条 委員会の会議は、原則として公開しないものとする。

第5条 会議の開会、閉会、散会、延会又は休憩は、会長がこれを決める。

第6条 会長は、会議中に委員の定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を制止し、又は会場外の委員に出席を求めることができる。

(議題)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、2件以上の案件を一括して議題とすることができる。

(議案の説明)

第8条 会長は、必要があるときは、市の関係職員に議案の説明、意見又は報告を求めることができる。

(委員の代理)

第9条 条例第3条第2項第3号の委員は、あらかじめ会長の承認を得た場合は、その所属職員をしてその職務を代理させることができる。この場合、代理人は委員とみなす。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮ってこれを定める。

附 則

この規則は、平成18年2月11日から施行する。